政令第十八号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激 甚 ( じん ) 災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二条第一項及び第二項、第七条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条並びに第二十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激 甚 (じん) 災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

## 激甚災害 適用すべき措置 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による 法第三条から第六条まで、第七条(第三号 に係る部分に限る。)、第九条から第十四 災害 条まで、第十六条、第十七条、第十九条、 第二十条、第二十二条、第二十四条及び第 二十五条並びに中小企業の事業活動の活性 化等のための中小企業関係法律の一部を改 正する法律の一部の施行に伴う経過措置に 関する政令(平成十二年政令第四百六十八 号)の規定によりなお従前の例によること とされる中小企業の事業活動の活性化等の ための中小企業関係法律の一部を改正する 法律(平成十一年法律第二百二十二号)附 則第十五条の規定による改正前の法第十三 条に規定する措置

(法第七条第三号の政令で定める養殖施設及びその災害復旧事業の補助率)

第二条 前条の激甚災害についての法第七条第三号の政令で定める養殖施設は、次に掲げるものであって当該激甚災害の発生の際に養殖の用に供されていたものとし、それぞれその災害復旧事業に係る同条の政令で定める率は、いずれも十分の九とする。

- 一 魚類養殖施設
- 二 貝類養殖施設
- 三 海藻類養殖施設
- 四 前三号に掲げる養殖施設以外の養殖施設

(法第十二条第一項の政令で定める日の特例)

第三条 第一条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激 甚 (じん) 災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。)第二十四条の規定にかかわらず、平成二十三年九月十一日とする。

(法第十二条第一項第一号の政令で定める地域等の特例)

第四条 第一条の激甚災害についての令第二十五条(令第四十八条において準用する場合を含む。)、第二十六条及び第二十七条の規定の適用については、令第二十五条中「激 甚 ( じん ) 災害により災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第一条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する被害が発生した市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。次条及び第二十七条において「激 甚 ( じん ) 災害による被災区域」という。)」とあり、令第二十六条各号中「激甚災害による被災区域」とあり、及び令第二十七条中「激甚災害による被災区域」とあるのは「全国の区域」と、同条第一号中「加工施設、検査施設」とする。

(法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日)

第五条 第一条の激甚災害についての法第二十五条第一項ただし書の政令で定める日は、 平成二十四年三月十日とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。